

公共事業環境配慮書

建設部 砂防課

事業名称		
事業名	防災・安全交付金(総合流域防災)急傾斜地崩壊対策	
整理番号	R2-3	
事業の種類	急傾斜地崩壊防止工事	
市町村名	長野市 西三才	
箇所名	(急)西三才	
事業年度	平成27年度～令和6年度	
事業概要		
目的	当該箇所は土砂災害防止法の特別警戒区域であり、保全対象として崖下に、長野市道が400メートル、民家が66戸ある。斜面上部には清泉女学院大学・短期大学、独立行政法人国立病院機構東長野病院、長野市立臈月かがやきこども園、があり、当該斜面の崩壊により、影響が及ぶと考えられる。斜面は風化してもろくなっており、最近の大雨などにより、表層の小崩落が発生している。また、小径ではあるが転石も存在することから、大雨等により被災のおそれが高い。このため、早急に対策を講じ民生の安定を図るものである。	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	法面工(法枠工) L=490m SL=24.0m～73.5m A=21,000㎡	
関連する事業計画	なし	
その他特記事項	令和2年3月、一部区域(別添図面参照)について、要綱に基づき環境配慮書を公表する前に工事を実施していたことが判明した。直ちに工事を中断し施工状況等を確認したところ、以下に示す環境配慮の方針を満たす事業内容で工事が実施されていたことを確認した。 残りの区域については、今後、環境配慮書を作成、公表した後、その方針に沿って工事をを行い、より一層の環境負荷の低減に努める。	
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況	なし	
土地利用規制の状況	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域	
その他	騒音規制法及び振動規制法 長野市公害防止条例	
社会的要素		
留意すべき地域の概況		
交通の現況	バス路線である。(東長野病院線)	
土地利用の現況	市街地である	
生活関連施設の現況	周辺に住居が集合している 周辺に独立行政法人国立病院機構東長野病院がある 周辺に清泉女学院大学・短期大学がある 周辺に長野市立臈月かがやきこども園がある 周辺に長野県立若槻養護学校がある 周辺に養護老人ホーム・特別養護老人ホーム松寿荘がある	
その他	特になし	
自然的環境要素		
環境配慮の方針		
大気環境	留意すべき地域の概況	特になし
	【大気汚染の防止】	
	・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。	
	・排出ガス対策型の車両や機械を採用する。	
	・土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。	
【騒音・振動の防止】		
・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。		
・著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。		
・低騒音・低振動型の建設機械を採用する。		
水環境	留意すべき地域の概況	特になし
	【水質汚濁の防止】	
	・チェーンソーを使用する際は生分解性チェーンオイルを使用する。	
	・工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。	
	【水循環の保全】	
・雨水処理方法について関係機関と調整を図る。		

地形・地質	留意すべき地域の概況	一部崩壊地形である
	【環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避】 ・地形の特性を形成する重要な地形・地質の改変を出来るだけ避ける。 ・地すべり、崩壊、土石流等の危険性の高い地域や、近い将来活動する可能性のある活断層の区域の改変を出来るだけ避ける。 【改変面積の最小化】 ・地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。 ・段階的に工事を行い、広範な裸地の出現を防止する。 ・工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。 ・工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。 ・法面の勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。	
野生動植物	留意すべき地域の概況	特になし
	【自然環境の保全上重要な地域の改変の回避】 回避すべき重大な影響は想定できない。 【野生動植物の生息・生育空間の保全】 回避すべき重大な影響は想定できない。 【動物の繁殖期における影響の低減】 回避すべき重大な影響は想定できない。 【地域独自の生物多様性の保全】 緑化の際は現地表土を植生用客土として活用し、地域由来の在来植物の生育を促し、遺伝的攪乱が起きないように努める。 法枠内にニワウルシの侵入が認められた場合は速やかに駆除し定着を阻止する。 【動植物への負担の少ない形状・素材の使用】 回避すべき重大な影響は想定できない。	
景観	留意すべき地域の概況	長野市景観計画に適合する事業とする。
	【すぐれた景観の保全】 ・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。 【良好な景観の育成】 ・樹木の伐採は出来るだけ避ける又は植樹等による緑化に努める。	
廃棄物・建設残土	【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】 ・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。 ・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。 【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】 ・建設リサイクル法を遵守するとともに、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。 【資源の有効利用】 ・再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。 ・自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の使用に努める。 ・信州リサイクル認定製品の利用を推進する。	
	【環境への負荷の少ない機械の利用等】 ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。 ・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。	
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	【環境への負荷の少ない機械の利用等】 ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。 ・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。	




番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
1	野生動植物	事業実施箇所の周辺には、生態系被害防止外来種リストにおいて重点対策外来種に指定されているニワウルシの生育が確認されていますので、工事により裸地化した箇所にニワウルシが侵入、定着しないように対策を講じてください。	法枠内にニワウルシの侵入が認められた場合は速やかに駆除し定着を阻止する。
2	野生動植物	緑化を行う際は、近隣の自生個体群の遺伝的攪乱が起きないように、遺伝的地域特性に配慮して地域由来の在来植物の個体を用いてください。	緑化の際は現地表土を植生用客土として活用し、地域由来の在来植物の生育を促し、遺伝的攪乱が起きないように努めます。

法面对策区域平面図

法面对策区間 L=480m 吹付法枠工 11,717m²



凡 例

-  平成30年度施工 (繰越)
-  令和元年度施工 (繰越)
-  令和2年度以降残